

議案第 1 4 号

向日市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の全部改正について

向日市教育委員会教育長の給与等に関する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 2 月 2 4 日提出

向日市長 久 嶋 務

条例第 号

向日市教育委員会教育長の給与等に関する条例

向日市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例
(昭和31年条例第10号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、向日市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与及び旅費並びに勤務時間その他の勤務条件について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 教育長の受ける給与は、給料、地域手当及び期末手当とする。

(給料の額)

第3条 教育長の給料の月額は、651,000円とする。

(給料の支給方法)

第4条 給料は、毎月支給する。

- 2 新たに任命された教育長には、その日から給料を支給する。
- 3 教育長が任期満了、辞職、失職又は罷免によりその職でなくなったときは、その日まで給料を支給する。
- 4 前2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 教育長が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

6 前各項に定めるもののほか、給料の支給方法に関しては、向日市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

（地域手当等）

第5条 教育長の地域手当及び期末手当の額は、向日市長及び副市長の給与に関する条例（昭和39年条例第20号）の規定に基づき地域手当及び期末手当を受ける職員の例により算出して得た額とする。

2 第2条に規定する手当の支給方法に関しては、一般職の職員の例による。

（旅費）

第6条 教育長が公務のため旅行したときは、向日市旅費条例（昭和26年条例第33号）の規定に基づき旅費を支給する。

（その他の勤務条件）

第7条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び第2条から前条までに定めるもののほか、教育長の勤務時間その他の勤務条件については、一般職の職員の例による。

2 前項の場合において、任命権者が行うこととされている勤務時間の割振り、承認その他の行為は、向日市教育委員会が行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（第4条第2項を除く。）において、教育長には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により在職する同項に規定する旧教育長（次項において「旧教育長」という。）を含むものとする。
- 3 旧教育長に対する第4条第3項の規定の適用については、同項中「任期満了、辞職、失職又は罷免」とあるのは、「退職、失職又は免職」とする。

〈参 考〉

向日市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例

昭和31年9月28日

条例第10号

第1条 この条例は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、向日市教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の給与及び旅費並びに勤務時間等を定めることを目的とする。

第2条 給与は、給料、地域手当及び期末手当とする。

第3条 給料の額は、次のとおりとする。

月額 651,000円

第4条 地域手当の月額は、給料の月額に向日市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）第9条の3第2項に定める割合を乗じて得た額とする。

第5条 期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に、向日市長及び副市長の給与に関する条例（昭和39年条例第20号）の適用を受ける職員（以下「市長等」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の支給制限、支給の一時差止めその他の支給方法に関しては、市長等の例による。

第6条 給与の支給方法及び支給日は、向日市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

第7条 教育長の旅費の額及び支給方法は、市長等の例による。

第8条 教育長の勤務時間は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）に定めるところによる。

附 則（抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年1月1日より適用する。